

矢作川流域 上下水道広域連携協議会（仮称）準備会規約

（名称）

第1条 この会の名称は、矢作川流域 上下水道広域連携協議会（仮称）準備会（以下「準備会」という。）という。

（目的）

第2条 矢作川流域を中心とした西三河地域において、持続可能な上下水道サービスを提供していくためには、県と市町等が連携して上下水道を一本化し、料金上昇の抑制、カーボンニュートラルの実現、D Xの推進に取り組む必要がある。

準備会は、県と市町等で構成する「矢作川流域 上下水道広域連携協議会（仮称）」の設立を視野に、上下水道の広域連携の組織のあり方、対象事務、効果等の検討を行い、基本方針（案）をとりまとめることを目的とする。

（検討事項）

第3条 準備会は、前条の目的を達成するため、別表1の事業を対象に、次に掲げる事項の検討を行う。

- （1）一本化の組織形態
- （2）広域化・共同化を行う事務事業
- （3）一本化及び広域化・共同化の効果検証
- （4）その他上下水道の広域連携に必要な事項

（構成）

第4条 準備会は、別表2に掲げる構成員により構成する。

2 会長は、愛知県建設局技監とする。

3 準備会の招集及び運営は、会長が行う。

4 会長は、必要に応じて構成員以外の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

（事務局）

第5条 準備会の事務局は、愛知県建設局上下水道課とする。

（情報公開）

第6条 準備会の会議は、構成員等の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。

2 会議の議事概要は、会議終了後に発言者が特定されない形で公開する。

3 議事内容及び配布資料の公開又は非公開の判断は、構成員の意見を聞いた上で、会長が行う。

（その他）

第7条 この規約に定めのないものは、会長が必要に応じて構成員に諮り処理する。

附 則

この規約は、2024年8月7日から施行する。

この規約は、2024年11月12日から施行する。

この規約は、2025年3月18日から施行する。

別表1

検討対象事業	
愛知県	矢作川流域下水道事業 水道用水供給事業の内 西三河地域
市町等	公共下水道事業、農業集落排水事業 コミュニティ・プラント事業 その他汚水の集合処理事業 水道事業

別表2

矢作川流域 上下水道広域連携協議会（仮称）準備会 構成員

愛知県	建設局技監
	企業庁水道部長
岡崎市	上下水道部長
碧南市	開発水道部長
刈谷市	水資源部長
豊田市	上下水道局長
安城市	上下水道部長
西尾市	上下水道部長
知立市	上下水道部長
高浜市	都市政策部長
みよし市	都市建設部長
幸田町	上下水道部長